

令和2年

教育福祉常任委員会  
会 議 録

期日：令和2年 9月11日（金）

場所：大曲庁舎3階 大会議室

大 仙 市 議 会

# 大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

日 時

令和2年 9月11日（金曜日）

午前 9時56分 ～ 午前11時43分

会 場

大仙市役所 3階 大会議室

出席議員（5名）

~~8番 富岡喜芳~~ 10番 藤田和久 12番 小笠原昌作  
18番 佐藤芳雄 19番 高橋徳久 23番 高橋幸晴

欠席議員（1名）

8番 富岡喜芳 番 番

説明のため出席した者

健康福祉部長兼福祉事務所長 加藤実 教 育 長 吉川正一  
社会福祉課長 佐藤和博 教育指導部長 栗谷川学  
子ども支援課長 佐藤正道 教育総務課長 田口広龍  
健康増進センター所長 佐々木ますみ 学校給食総合センター 俵谷憲朗  
市立大曲病院事務長 今 久 市立大曲病院管理課長 伊藤郁子

議会事務局職員出席者

参 事 齋藤孝文

- 第 1 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）
- 第 3 令和2年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 令和2年度市立大曲病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 5 令和元年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
- 第 6 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第11号）
- 第 7 喉頭摘出者に必要な日常生活用具に関する給付の請願

午前9時56分 開 会

○委員長（高橋徳久） おはようございます。本日は大変ご多用のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

欠席の届け出が、8番富岡委員より出されておりますので、ご報告いたします。

当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。

補正予算の説明及び質疑については課ごとに行い、討論・表決につきましては一括で行うことにいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

本日の日程について確認いたします。

委員会審査終了後に当局からの依頼により、委員会協議会を行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

審査の前に、加藤健康福祉部長よりご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（加藤実） ご挨拶の時間を頂戴しまして、ご報告がございました。

お手元に配付させていただきました資料1、「(仮称) インフルエンザ予防接種助成事業（新型コロナウイルス対策）」をご覧いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

これから冬にかけてのインフルエンザ流行期と新型コロナウイルス対策としまして、インフルエンザ予防接種をより多くの市民に受けていただくことを目的に助成対象者を全市民に拡充し、合わせて助成金額も大幅に増とするものであります。

この素案をまず最初に教育福祉常任委員会の皆様にご報告しましてから、今次定例会最終日には議員説明会にて議会全体に対して概要説明を予定してございます。

それでは事業概要を簡単に説明させていただきます。

この資料の2の助成額の内訳をご覧ください。資料の中程の表になります。

区分にありますように生後6カ月から75歳までの助成金額は2,000円とします。そして76歳以上は接種費用を全額助成として自己負担をなしとするものであります。

これは今年度新型コロナウイルス感染防止のため敬老会を中止したことから、敬老会対象者である76歳以上の方へは特別に上乘せ補助することとしたものであります。

今般制度設計と財源調整に時間を要しまして今次定例会での追加補正予算の上程につきましては見送らせていただいた次第であります。国のワクチン供給計画によりまして10月1日から接種開始となりますので、大仙市民が接種機会に遅れないよう対応する必要があります。今回急遽ご報告させていただくことになったところであります。

取り急ぎ既存の予防接種予算で市民への周知や医師会との委託契約などを先行しまして、10月9日の臨時議会にて改めて新型コロナウイルスに係る地方創生臨時交付金を財源とした事業をご承認いただきましてから、助成金の交付事務を本格実施してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

さて、本日の常任委員会でご審議いただく案件は、一般会計補正予算案として新型コロナウイルス対策に係る支援策並びに、タニタ健康プログラムを活用した健康まちづくり推進事業についてであります。

詳細につきましては、この後、担当課所長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。それでは、審査に入ります。

議案第168号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」のうち、健康福祉部の補正予算について議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤子ども支援課長。

○子ども支援課長（佐藤正道） それでは、議案第168号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」の内、子ども支援課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

資料No.2の補正予算書は11ページとなっておりますので、ご覧願います。

3の民生費、3款2項1目31事業「新生児特別定額給付金事業費（新型コロナウイルス対策）」でございます。

この事業につきましては、資料No.2の1「主な事業の説明書」がございますので、そちらの方でご説明いたしますので「主な事業の説明書」の3ページをお開き願います。

新規事業で補正額が3,483万8千円。全額国庫支出金で賄います。

「1. Plan」をご覧願います。

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、先の特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児世帯に対して、臨時特別的な給付措置を実施することにより、経済的負担の軽減を図ります。

支給額は、新生児1人当たりにつき10万円といたします。

2と3を飛ばしまして、「4. Act 今後の方向性と令和2年度事業の概要」ですが、事業概要は1のPlanでお話した内容とほぼ同じですので省略させていただきます。

次の支給要件の表をご覧ください。

上から順にご説明いたします。

まずは支給対象児童です。特別定額給付金の基準日が4月27日でしたので、4月28日から令和3年3月31日までの出生児で、出生と同時に市の住民基本台帳に記録された者といたします。

次に支給対象者ですが、支給対象児童を出産した者、又はその配偶者で、支給申請日時点において支給対象児童と同居し、市の住民基本台帳に記録されている者といたします。

給付額は、支給対象児童1人につき10万円です。

実施方法ですが、9月30日時点での支給対象者に対しては、給付金についてのお知らせを郵送し、申請を受け付けたあと支給いたします。

令和2年10月1日以降の支給対象者については、出生届の際に生じる各種手続き、児童手当や出産祝金などがあります。それとともに本庁や支所の窓口で申請を受け付け、ワンストップ窓口の体制をとって支給してまいります。

なお、支給事務については、「新型コロナウイルス対策支援相談室」で行うこととしております。

実施時期につきましては、支給対象者確定後10月から順次実施してまいります。

最後に経費についてですが、推計345人分の給付金と事務費の合計で3,483万8千円となっております。

次に、再度資料No.2の補正予算書11ページをお開き願います。

一番下の欄ですが、3款2項2目20事業「児童福祉施設等感染症防止対策事業費（新型コロナウイルス対策）」でございます。

この事業につきましては事業説明書がございませんので、子ども支援課用の別資料、資料No.1を事前にお渡ししております。縦長の資料No.1、2枚物でございます。これでご説明したいと思いますので、資料の1ページをお開き願いたいと思います。

新規事業で補正額は4,594万8千円です。財源内訳は、国庫支出金が825万2千円、県支出金が3,769万6千円。一般財源はございません。

1の事業の目的をご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために必要な環境を整備することで、児童福祉施設等の感染症対応力を底上げし、子育て支援事業の継続的な実施につなげることを目的とします。

2の今後の方向性と令和2年度の事業概要です。

(1)実施事業は①と②の2種類ございます。①が「保育環境改善等事業」で昨年度も実施しており、今年度の国の1次補正対応分であります。

②については「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」で、国の2次補正対応分となっております。

内容につきましては、次の(2)補助対象経費をご覧ください。

①は、令和元年度も実施しておりまして、マスクや消毒液等衛生用品、また、感染防止用備品等の購入費用であり、補助限度額50万円に満たなかった分について補助するものであります。

②については、①の補助対象に加え、勤務時間外に施設の消毒作業を行った事業従事者の超過勤務手当も対象となります。

それぞれ補助対象限度額は、1施設又は1事業につき50万円となっております。

次に(3)の補正額の内訳です。

①の「保育環境改善等事業」は国庫補助金分で補助率10分の10となっております。

認定こども園・保育所等27施設分で、令和2年度事業としてAと書いてある欄の825万2千円であります。

②の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」は、国からのトンネル補助による県支出金分となっております。補助率は①と同じ10分の10です。一番下の表にあるとおり、八つの対象施設又は事業があり、施設数及び事業数は82となっております。

各対象経費は所要額調査を行い算出しており、合計額はB欄にあるとおり3,769万6千円となっております。

今年4月から来年3月までの、今年度いっぱい補助対象期間となっておりますので、今後の新型コロナウイルス感染症の第2波に備えた対策を徹底してまいりたいと存じます。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論・採決は、後ほど教育指導部及び市立大曲病院と一緒にを行います。

次に、議案第191号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」のうち、健康福祉部の補正予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木健康増進センター所長。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） それでは、議案第191号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」の内、健康増進センター所管分の補正予算につきましてご説明申し上げます。

事業説明書でご説明させていただきますので、資料No.5-1、事業説明書2ページをご覧ください。

4款1項5目13事業「健康まちづくり推進事業費」についてご説明申し上げます。

補正額は1,257万3千円で、財源内訳としましては全額「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」でございます。

この事業の経緯および目的、位置付け等につきましては加藤健康福祉部長から今次定例会初日の議員説明会でご説明させていただきましたので、私からは具体的な事業内容等を説明させていただきます。

「1. Plan」を御覧ください

この事業の目的は、新型コロナウイルス感染症予防対策である新たな日常に対応し、タニタグループが提供する活動量計を活用し、身体に負担が少ない歩くという日常的な運動を通じて、地域全体で健康の保持増進を図り健康なまちづくりを推進することとしております。また、目標としましては、継続的に市民の健康意識の醸成を図り、令和3年度末までに全市民の参加を目指すものであります。

続きまして、「4. Act」を御覧下さい

事業概要になります。

対象者は大仙市の全市民及び大仙市内の事業所に通勤する方とします。利用者の方には、こちらの活動量計を常に携帯していただきます。ちょっと見ていただければと思います。大変コンパクトな物となっております。こちらの活動量計を常に携帯していただ

くということになります。こちらは全市民分タニタグループからご提供をいただく予定となっている活動量計です。後ほど市民の方に親しまれるように、この活動量計に表面の所に図柄を入れたり愛称をつけたりして活用していきたいと思っております。活動量計を携帯していただきますと、日々の歩数や活動量がおよそ1か月分記録されるようになっております。

市民が利用しやすい地域公民館や各支所健康増進センターなど市内27カ所に体組成計と自動血圧計、及びデータを読み取りするリーダーを設置予定でございます。これらの機器も全てタニタグループからご提供予定となっております。

利用者の方は定期的に訪れていただき、体重や体脂肪、筋肉量、血圧等を測定し、ご自身の健康状態や変化を確認していただくこととなります。また、その測定情報と活動量計のデータをタニタの専用サーバーに送信することで、個々の健康記録が「からだカルテ」という所に蓄積されるシステムとなっております。

送信された歩数や測定回数により健康ポイントが付与され、上位者の方には地域の特産品等を贈呈する予定としております。

市はタニタ健康プログラムの統計データを活用し、地域別の健康問題の把握や健康増進事業に役立てていく他、保健師、栄養士が健康相談等も実施予定としております。

次に、周知・申請方法につきましてです。チラシやポスター、広報、FMはなび等で周知予定です。

申請の方法は電子申請やチラシ兼申込み書、こちらの方切り取る封筒になっておりまして、そちらを利用するの郵送申請、また、市民課や支所市民サービス課等の窓口申請も受け付ける予定としております。また、10月を集中募集キャンペーン期間として、申請者全員にタニタ製品を参加のインセンティブとして贈呈し、参加意欲を盛り上げていきます。インセンティブはタニタグループから電子体温計、こちらの方1,500個を提供いただき、500個を市で購入予定としております。

活動量計の配布方法につきましては、申請後1週間程度を目安にわかりやすい取扱説明書を同封し、IDを付与した活動量計を郵送することで、出来るだけ申込時も配布時も接触を少なくするなどの感染予防対策を図ってまいります。

さらに、大仙市内の事業所に通勤する方や生涯学習関係のサークル・各種団体の方にも説明会等を開催し、広く参加を促していきたいと考えております。



主な事業経費につきましては記載の通りであります。健康ポイント上位者への記念品代、公民館等への計測機器の設置費、企業への計測機器設置費補助金、チラシ等の事務費で総額1,257万3千円の補正となります。

お手元に当事業のイメージ図を配付させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、健康増進センター所管分の補正予算についてご説明させていただきました。よろしくご審議のうえ、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（高橋徳久） はい、ありがとうございました。ただ今、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） ちょっとすみません、ここで申し込みってあるんですけど、全市民参加ではないの。

○委員長（高橋徳久） 佐々木所長。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） 自動的に全市民に配布をいたしますと、活用していただけない方々も多数出ることになると思いますので、最初の段階はお申し込みをいただいて、積極的に使っていただき、その方々にまた広く地域の方々に宣伝をしていただいたり、広告塔になっていって広めていただき、年次計画で少しずつ児童生徒、ライフイベントに合わせた配布、入学時とか検診時とかを利用して配布し、最終的には配布できていない人にお声がけをしていくというような計画を持っているところです。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいですか。

○委員（藤田和久） はい。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論・採決は、後ほど議案第168号の採決後に行います。

○委員長（高橋徳久） 次に、請願第16号「喉頭摘出者に必要な日常生活用具に関する給付の請願」を議題といたします。

意見調整のため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時18分 ）

( 再開 午前10時23分 )

- 委員長(高橋徳久) 休憩前に引き続き、会議を開きます。この請願の取り扱いに対し、ご意見等あればお願いいたします。どうぞ。
- 委員(藤田和久) あのお、大仙市で対象者どがって分かりますか。
- 委員長(高橋徳久) 佐藤課長。
- 社会福祉課長(佐藤和博) この人工鼻の対象、利用対象となるのが喉頭全摘者というのがほとんどだと思うんですけども、大仙市内では対象になると思われる方が13人ほど。手帳の記載から申し上げますと13人ほどいらっしゃるようです。以上です。
- 委員長(高橋徳久) 他にございませんでしょうか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

- 委員長(高橋徳久) ないようですので、ここで皆さまにお伺いいたします。本件につきましては、採択することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

- 委員長(高橋徳久) ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。  
以上で、本請願の審査は終了いたしました。この際、お諮りいたします。採択した請願第16号は、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

- 委員長(高橋徳久) 異議なしと認め、そのように決しました。  
それではこれで職員入れ替えのため、暫時休憩します。

( 休憩 午前10時25分 )

( 再開 午前10時30分 )

- 委員長(高橋徳久) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
はじめに、吉川教育長よりご挨拶をお願いいたします。
- 教育長(吉川正一) おはようございます。コロナ禍の中、様々な行事やイベントが中止となっておりますが、小・中学校の修学旅行も9月以降に延期されたとはいえ、旅行先や大仙保健所管内からの感染者が出た関係で、既に中止とした小学校・中学校も出てきております。子どもたちが楽しみにしていた行事ではありますが、今後も感染状況によっては、厳しい判断となる学校が出てくるものと思います。

そのような中、子どもたちに少しでも元気に学校生活を過ごしてもらいたいと、花火の街に相応しい「小中学生エール花火」が8月28日から実施されております。この事業は10月25日まで行われますが、学校の希望も取り入れた花火に子どもたちや保護者の皆様から大きな拍手が上がる素晴らしいイベントとなっております。子どもたちが花火のように厳しい状況の中にあっても、大輪の花を咲かせるよう頑張ってもらいたいと思っております。

また、新型コロナウイルスが本市にも広がり学校を休校せざるを得ない状況となった場合に備えて、学年ごとに学習のポイントを指導する市独自の学習支援のDVDを今月中旬には全児童生徒分準備することとしております。今後の状況に合わせ出来ることから緊急時の対応に備えたいと思います。

なお、お手元に先般豊成地区の統合小学校に関する校名等選考委員会で選出された「校章案」を配付させていただきました。この後、教育委員会で協議され、決定される見込みであります。

さて、本日の常任委員会での教育委員会関係の案件としましては、中仙地区の統合小学校に関わる学校設置条例の一部改正や一人一台パソコンのネット環境の整備に係るIGAスクール構想推進事業費、今年3月の新型コロナウイルスによる臨時休校により影響を受けた給食食材の納入業者への補助に係る補正予算など5件についてであります。

よろしくご審査下さり、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。では、会議に入ります。

議案第165号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。田口教育総務課長。

○教育総務課長（田口広龍） それでは、議案第165号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

資料No.1の議案書の19ページと20ページになります。

本案は豊川小学校と豊岡小学校を統合し、令和3年4月に統合校を設置するため、令和元年9月に大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例を制定した際、統合校の名称を「(仮称)大仙市立豊川・豊岡統合小学校」としていましたが、今般、正式に「大仙市立豊成小学校」を校名とするため、所要の改正を行うものであります。

校名案の選考に当たっては、今年5月から中仙地域協議会委員の皆様をはじめ、両校のPTA会長、学校評議員、母親委員、中仙地域の校長先生らで構成する校名等選考委員会で2回にわたり審議しました。

5月19日の第1回の校名等選考委員会を受けて、6月1日から6月12日までの期間、校名の一般公募を行いました。豊川小学校、豊岡小学校、豊成中学校の児童生徒からも応募していただき、全部で184人から55種類の校名案が集まっております。

この応募いただいた校名案から候補を絞り込むため、6月18日に第2回選考委員会を開催し、「豊成小学校」と「中仙東小学校」の2案を候補として絞り込みました。

この選考委員会での審議を踏まえ、教育委員会では、最終的に「豊成小学校」を提案するものであります。

「豊成小学校」を選んだ理由としましては、公募の結果「豊成小学校」とする案が184のうち106と58パーセントを占め、2位の案の一桁台を大きく引き離し圧倒的多数であったこと、児童生徒の応募でも134のうち90、率にして67パーセントと大半を占め、児童生徒の意向も尊重したいこと、更には「豊成」という言葉が豊川・豊岡両地区にとって、歴史的にも極めてなじみ深く、こうした住民感情も考慮したものであります。

施行日は、公布の日としております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第168号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」を再び議題といたします。当局の説明を求めます。田口教育総務課長。

○教育総務課長（田口広龍） それでは、議案第168号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」のうち、教育総務課所管分について説明いたします。

まず、左上に資料ナンバー2と書かれたA4横の「令和2年度大仙市補正予算」の4ページを御覧願います。

「中仙地域スクールバス運行業務委託料」として債務負担行為の設定をお願いするもので、期間を令和3年度から令和7年度までの5年間として、限度額を5億2,536万円とするものです。

次に、こちらの「教育総務課説明資料」の1ページを御覧ください。

現在、中仙地域の中仙小学校と清水小学校では、鶯野地区、鑓見内地区、清水地区において70人余りの児童を対象に3台のスクールバスを運行しておりますが、この業務委託の契約期間が今年度をもって満了となります。加えて、来年度、令和3年度からの学校統合に伴う豊成中学校区のスクールバスについても、安全な運行の確保や安定した運行態勢を確保する観点から、バス事業者への業務委託による運行を考えているところであります。

このため、令和3年度から既存路線に新たに統合路線を加え、中仙地域のスクールバス運行をまとめて業務委託したいと考えております。

新たに運行することとなる豊成中学校区については、4台のマイクロバスを利用して現時点で児童54人、生徒60人を輸送する計画です。

この時機に債務負担行為の設定をお願いする理由といたしましては、新たな路線も加わることから、委託する民間業者確保の観点、及び発注に要する期間や受託業者のバス購入などの準備に要する期間が必要との判断によるものです。

年間経費につきましては、国で定めた運賃で算定しております。運行時間に1時間当たりの単価をかけて割り出す「時間制運賃」と、走行距離にキロ単価をかけて割り出す「キロ制運賃」の二つを合算した額で、1億454万4千円、その5年間で5億2,536万円を限度額として計上しております。

なお、契約につきましては、児童生徒数及び乗り降りの場所により運行形態が変化することから、年度ごとに見直しを図って対応していく予定であります。

次に、2ページを御覧ください。

事業名は「G I G Aスクール構想推進事業費」です。

補正額は小学校費、中学校費合わせて8,412万6千円、補正後の額を3億3,051万6千円とするものです。以下、小中合わせた数字で説明させていただきます。

財源は全て、国庫支出金となっております。

6月定例会でパソコン端末の購入費とG I G Aスクールサポーターの経費を承認していただきましたが、今回はその他、ネットワーク機器や充電保管庫などの整備に関する経費の補正をお願いするものであります。

「4. A C T」を御覧ください。

事業内容は、記載の①から④までの四つの項目になります。

まず、①のネットワーク更新業務委託についてですが、児童生徒1人1台端末の使用となりますと、各教室により安定したインターネット環境を整備する必要がありますが、そのためにW i - F i 6に対応した機器を整備したいと考えております。これは、そのための経費として、小中合わせ、無線アクセスポイント79台、ネットワークスイッチ142台などを設置するための委託費2,452万6,062円を計上しております。

次に、②の充電保管庫の購入費についてですが、これは、パソコンを使用しないときに充電しながら保管するキャビネットの購入費で、全部で172台、5,244万6,240円を計上しております。3ページに見本を示しておりますが、これはこの製品を購入するということではなく、充電保管庫のイメージとして載せているだけですので、御留意願います。

次に、③のモバイルルーター購入費についてです。これは、経済的に困窮している児童生徒の家庭に貸し出すためのルーター318台の購入費として524万7,000円を計上しております。うち、318万円の国の補助があります。請差が生じた場合は、更に購入したいというふうに考えております。

次に、④のオンライン授業用カメラ・マイク購入費についてですが、これは、有事の際の長期休校時においてオンライン授業を行う際に、授業を行う先生方が使用するための、ヘッドフォンマイク・カメラそれぞれ224台の購入費として190万4千円を計上しております。うち、1校当たり1万7,500円、全部で52万5千円の国の補助があります。

以上で、「G I G Aスクール構想推進事業費」についての説明を終わります。

次に、4ページを御覧ください。

事業名は「校舎等維持補修及び施設整備費」ですが、内容としましては、大川西根小学校校舎の屋上を改修するものです。

補正額は1,792万1千円、補正後の額を8,406万3千円とするもので、財源は全て一般財源となっております。

一番下の「4. Act」の欄を御覧ください。

大川西根小学校ではエアコンの設置工事を行っておりますが、エアコンを設置する教室に老朽化による雨漏りが発生したため、このままでは天井に設置するエアコンが故障するおそれがあります。また、その他の教室でも雨漏りが確認されたことから、学校生活に支障があるため緊急に改修工事を行うものであります。

校舎屋上の改修工事費として、1,792万1千円を計上しております。

工法であります。校舎屋上の構造は下から躯体のコンクリート、断熱材、アスファルト防水、アスファルト保護材の4層構造になっておりますが、このうち一番上の約1,000平方メートルのアスファルト保護材を除去し、張り直すものであります。

教育総務課所管分については、以上であります。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。なお、討論・採決は、後ほど健康福祉部及び市立大曲病院と一緒にいたします。

次に、議案第169号「令和2年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。俵谷学校給食総合センター所長。

○学校給食総合センター所長（俵谷憲朗） 議案第169号「令和2年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」の内容について、ご説明いたします。

資料No.2、A4横の「令和2年度大仙市補正予算（9月補正）」をご覧ください。ページは25ページをお願いいたします。

議案第169号「令和2年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ232万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億5,245万7千円とするものであります。

同じ資料の30ページと31ページをご覧ください。

30ページの「歳入」でございますが、補正額232万1千円で財源は国の「学校臨時休業対策費補助金」であります。

31ページの「歳出」は、1款1項1目18事業「学校給食食材納入業者支援事業費（新型コロナウイルス対策）」で、補正額232万1千円であります。

続きまして、資料No.2-1、A4縦の「主な事業の説明書」をお願いいたします。ページは15ページをご覧ください。

事業名は「学校給食食材納入業者支援事業費（新型コロナウイルス対策）」で、補正額は232万1千円、財源は国の「学校臨時休業対策費補助金」であります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により3月に小・中学校が臨時休業し、学校給食も休止となったことから、経済的に影響を受けている学校給食の主食となる食材を納入している業者に対し、「学校臨時休業対策費補助金」を活用して事業継続のための支援を行い、今後も安定的に学校給食を提供できる環境を維持することを目的としております。なお、国の補助金については「全国学校給食会連合会」が窓口となっております。秋田県については「秋田県学校給食会」が窓口となります。

「4. Act 今後の方向性と事業の概要」につきましては、当初は市がキャンセルできずに廃棄処分した食材費等が補助対象となっていた「学校臨時休業対策費補助金」であります。新たに小・中学校の臨時休業が原因で経済的影響を受けたパンや牛乳など主食となる食材を扱う納入業者に対する補助金の交付等も国庫補助の対象となり、国が第2次申請の受け付けを行っていることから、大仙市においても学校給食の安定的な供給を維持できるよう、主食となる食材を扱っている納入業者に対して支援を行うものであります。

補助金交付の内訳につきましては、資料の一番下の表をご覧ください。

米の納入業者につきましては、学校給食総合センターと西部学校給食センター、この二つのセンターがJA秋田おばこ、また、東部の三つの給食センター、仙北、中仙、太田、この三つについては中仙米穀が契約業者となっております。

パンと牛乳につきましては、秋田県学校給食会を通して購入しているため、秋田県学校給食会が算定した補助単価を採用しております。また、パンについては各学年によってパンの大きさと単価が異なるため、表には単価と補助率が記載されておきませんが、パンの補助率は47%から57%となっております。



また、米と麺の補助率につきましては、パンと牛乳の補助率を参考として50%としており、通常価格に補助率を乗じて補助金額を算定しております。

補助金額はパンが14万2,766円、牛乳が138万686円、米のJA分が42万5,196円、米の中仙米穀分が19万1,808円、麺が17万9,894円、合計は232万350円となります。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。ありがとうございます。

（ 休憩 午前10時51分 ）

（ 再開 午前10時53分 ）

○委員長（高橋徳久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。はじめに、今市立大曲病院事務長よりご挨拶をお願いいたします。今事務長。

○市立大曲病院事務長（今久） 教育福祉常任委員会委員の皆様には、日頃から病院事業につきましてご指導、ご助言を賜りまして、誠にありがとうございます。

当委員会に付託され審査をお願いいたします案件は、令和2年度病院事業会計の補正予算とそれに関連する一般会計の補正予算案、並びに令和元年度病院事業会計の決算の認定についての合わせて3件であります。

このうち補正予算案につきましては、先の事務調査においても説明をさせていただいておりますけれども、入院収益の減収に伴います医業収益の減額補正とそれを補うため一般会計からの繰り入れをお願いするものであります。

この後、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認、また、決算につきましては、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。

それでは、議案第168号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」を再び議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤市立大曲病院管理課長。

○市立大曲病院管理課長（伊藤郁子） 議案第168号「令和2年度大仙市一般会計補正予算」の内、市立大曲病院事業会計に対する繰出金に係る予算についてご説明申し上げます。

資料はNo.2「大仙市補正予算（9月補正）」の12ページと、資料No.2-1「主な事業の説明書」の11ページをご覧ください。

歳出の第4款、衛生費の第1項13目90事業「市立大曲病院事業会計繰出金」につきまして、1億6,400万円の補正をお願いするものであります。

これは、新規患者受入数の減少などに伴う入院者数の減少による医業収益の減少によるものであり、また、病院経営の安定化を図ることを目的とした出資金の繰出基準引き上げによるものであります。

このことにより補正後の額は、病院事業全体として当初予算の2億9,000万円に所要の額を加え4億5,400万円となります。

詳細につきましては、病院事業会計の中でご説明させていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 今どこの病院もコロナで大変な経営に厳しいようですが、自治体病院は特に厳しいようです。それで当市立大曲病院の場合、病気で休んでいる先生が今までいたちゅうごどなんですが、これに対して関連大学からの応援医師とかそういうものは市立病院ではなされてなかったんですか。

○委員長（高橋徳久） 伊藤課長。

○市立大曲病院管理課長（伊藤郁子） 令和元年度におきましては、外来診療及び当直医に関しまして、大学及び近隣の病院の方から応援をいただいております。2年度になりましてからは、病気休暇されておりました先生は4月から復帰されましたので、外来の応援は今ない状態であります。当直の方は、同じように、元年度と同じように今秋大の方から依頼して来ていただいている状態であります。

○委員長（高橋徳久） よろしいですか。他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論・採決は、後ほど健康福祉部及び教育指導部と一緒に行います。

次に、議案第170号「令和2年度市立大曲病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤市立大曲病院管理課長。

○市立大曲病院管理課長（伊藤郁子） 議案第170号「令和2年度市立大曲病院事業会計補正予算」についてご説明申し上げます。

資料はNo.2の「大仙市補正予算（9月補正）」の33ページと、資料No.2-1「主な事業の説明書」の12ページをご覧ください。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。事業説明書の方をご覧ください。

なお、補正理由等につきましては、教育福祉常任委員会所管事務調査でご説明させていただきますので、割愛させていただきます。

事業説明書の下段「4. Act」欄に、今後の方向性と令和2年度事業の概要をまとめてありますのでご覧ください。

主な補正内容であります。入院患者数の減によるものとして「入院収益」を、1億4,526万7千円の減額補正、医療機関・薬局等における「新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業」による800万円の補正、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」による625万円の補正であります。

詳細につきましては、別添「令和2年度補正予算案」でご説明いたします。次のページをご覧ください。

始めに、収益的収支の収入について、ご説明申し上げます。

病院事業収益、医業収益の入院収益につきましては、入院患者数の減少のため、1億4,526万7千円の減額補正とするものであります。

次に、医業外収益の負担金交付金につきましては、医業収益の不足する分として、一般会計から1億4,637万3千円の繰り入れをお願いするものであります。

同じく長期前受金戻入につきましては、のちほどご説明いたしますが、資本的収入であります一般会計からの出資金繰入基準の変更により、764万5千円の補正とするものであります。

同じく補助金につきましては、二つございます。

一つ目は、国の新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金として518万9千円を補正するものであります。この新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金は、基礎額が200万円、それに病床数掛ける5万円分が上乘せされます。当院は120床ありますので600万円追加され、800万円が補助上限額となります。800万円の内、病院事業の収入及び支出でそれぞれ518万9千円補正し、残りの281万1千円につきましては、のちほど説明いたします資本的収入及び支出で補正をいたします。

二つ目は、オンライン資格確認導入経費補助金として100万1千円を補正するものであります。

このオンライン資格確認とは、窓口で健康保険証の資格確認がオンラインで直ちにできるものでありまして、資格の相違によるレセプト返戻といった事務の負担を減らすことができます。導入経費の2分の1が補助対象となり、国庫補助金として100万1千円を補正するものであります。

補助金につきましては合計619万円の補正であります。

次に特別利益のその他特別利益として、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として625万円の補正であります。

病院事業収益全体としましては、合計で2,119万1千円の補正となっております。

続きまして、支出についてご説明いたします。

病院事業費用、医業費用の給与費につきましては、先ほど申しましたように病気休暇の医師が復帰しましたので、外来応援医師分の報酬であります275万円を減額補正するものであります。

同じく材料費につきましては、入院患者数の減少に伴う薬品費の減少として450万円の減、新型コロナウイルス感染拡大防止対策費の内、診療材料費や医療消耗品費として105万3千円の増、合わせて344万7千円の減額補正するものであります。

同じく経費につきましては、入院患者数の減少に伴う給食委託費の減少として680万円の減、新型コロナウイルス感染拡大防止対策費として、413万6千円の増のほか、オンライン資格確認導入経費や医師事務補助委託料を増額補正し、経費としましては合わせて108万7千円の補正であります。

次に、特別損失のその他特別損失につきましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を支給するものであり、625万円の補正であります。当院の場合は、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関における勤務実績があるもの3名については20万円を、その他の職員・委託業者については5万円を支給するものであります。

病院事業費用全体としましては、合計で114万円の補正となっております。

続きまして、資本的収支の収入について、ご説明申し上げます。

資本的収入、出資金につきましては、一般会計からの出資金を繰入基準限度の3分の2まで引き上げることにより、1,762万7千円の補正とするものであります。

同じく国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金としまして、281万1千円の補正であります。

資本的収入全体としましては、合計で2,43万8千円の補正であります。

続きまして、支出についてご説明申し上げます。

資本的支出、建設改良費の設計業務委託費につきましては、平成8年建設当初から稼働しております空調設備が老朽化のため一部が故障しておりまして、早急に更新の必要があることから設計業務を委託する経費として487万5千円を補正するものであります。

同じく器械備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、正面玄関及び職員玄関への記録式サーモカメラ設置費など、281万1千円を補正するものであります。

資本的支出全体としましては、合計で768万6千円の補正であります。

なお、一般会計からの繰入金の補正額全体につきましては、前のページにお戻りください。

事業説明書の一番下の表にまとめてございますが、収益的収入につきましては補正額が1億4,637万3千円、資本的収入につきましては補正額が1,762万7千円、合わせて1億6,400万円の補正となり、補正後の一般会計からの繰入総額は4億5,400万円となります。

以上、「令和2年度市立大曲病院事業会計補正予算」の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論・採決は、後ほど一般会計補正予算の採決後に行います。

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩します。

（ 休憩 午前11時10分 ）

（ 再開 午前11時14分 ）

○委員長（高橋徳久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは再び議案第168号を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、再び議案第170号を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、再び議案第191号を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前 11 時 15 分 ）

（ 再開 午前 11 時 18 分 ）

○委員長（高橋徳久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 187 号「令和元年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうか等につき、監査委員の審査意見書等を参考に審査したいと思います。

当局の説明を求めます。伊藤市立大曲病院管理課長。

○市立大曲病院管理課長（伊藤郁子） 議案第 187 号「令和元年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料No.4の「令和元年度大仙市公営企業会計決算書」でご説明させていただきます。

はじめに、事業報告書で令和元年度の病院事業の概要を説明いたします。決算書の最初に市立大曲病院事業会計が載っておりますが、そちらの15ページをご覧願います。

1 概況（1）の総括事項としましては、経理内容については、1,539万9千円の黒字決算でありました。また、器械備品購入については、調剤支援システムや調理用器具を購入しております。

次に、16ページをご覧願います。

ページ中段、3業務（1）業務量につきましては、入院の年間延べ患者数は3万1,160人で、前年度と比較すると5,075人の減となっております。これは常勤医師1名が令和元年7月から病気休暇となり、新規受け入れ患者が減少してしまったために入院患者数も減少したものが主なものであります。

一日平均患者数は85.1人、病床利用率は70.9％となっております。

外来の年間延べ患者数は1万4,093人で、前年度と比較すると538人の減となり、一日平均患者数は58.7人であります。

続きまして、決算書の17ページをご覧ください。

(2) 事業収入に関する事項であります。科目別の収入内訳につきましては、後ほど決算内容でご説明させていただきます。

備考欄に記載しております内容については、「患者1人1日当たりの診療収入」は、入院が1万4,336円、外来が5,229円となっており、前年度とほぼ同じとなっております。

「未収金」は、医療保険分が、これは2月・3月分の社保未収金であります。7,560万8千円、自費分が、これは現年度個人未収金であります。553万5千円であります。

その他医業分の5万5,600円は、年度内未収の文書料などあります。

決算書の18ページの(3) 事業費に関する事項につきましては、後ほど決算内容でご説明させていただきます。

また、4会計につきましては、時間の都合上説明を割愛させていただきます。

ページ戻りまして2ページ、3ページをご覧ください。決算内容についてご説明いたします。

はじめに、収益的収入及び支出に関する決算であります。

収益的収入及び支出は、病院事業の経営活動に伴って発生した利益とそれに対応した費用が計上されております。

収入の部、第1款「病院事業収益」は、予算額8億4,286万円に対し、決算額8億5,246万8千円で、予算に対し960万8千円の増であります。

次に、支出の部、第1款「病院事業費用」は、予算額8億4,286万円に対し、決算額8億3,706万8千円で、不用額は579万1千円あります。

なお、項別の内訳につきましては、このあと「損益計算書」にて詳しくご説明いたします。

それでは決算書の7ページ、「損益計算書」をご覧ください。

1番医業収益につきましては、入院収益が入院患者数の減少により前年度より7,580万7千円減の4億4,670万円、外来収益は前年度より290万7千円減の7,



3 6 9 万 4 千 円、その他医業収益と合わせますと医業収益は前年度より 7, 8 6 3 万 9 千 円 減 の 5 億 2, 4 5 2 万 円 で あ り ま す。

2 番 医 業 費 用 に つ き ま し て は、職 員 給 与 費 が 前 年 度 よ り 5 5 8 万 8 千 円 増 の 5 億 5, 9 4 4 万 円、医 薬 品 な ど の 材 料 費 が 入 院 患 者 数 の 減 少 に 伴 い 前 年 度 よ り 2 7 4 万 6 千 円 減 の 3, 2 9 3 万 3 千 円、光 熱 水 費 な ど 施 設 管 理 の た め の 経 費 が、前 年 度 よ り 1 1 2 万 円 減 の 1 億 7, 1 1 8 万 5 千 円、減 価 償 却 費 は 前 年 度 同 程 度 の 4, 5 7 5 万 6 千 円、資 産 減 耗 費 は 使 用 期 限 切 れ の 医 薬 品 や 除 却 し た 調 理 器 具 等 で 6 万 7 千 円、研 究 研 修 費 は 医 師・看 護 師 の 研 修 旅 費 や 書 籍 代 な ど で あ り ま す が、前 年 同 程 度 の 1 5 0 万 2 千 円 で あ り、医 業 費 用 は 合 わ せ て 前 年 同 程 度 の 8 億 1, 0 8 8 万 5 千 円 で あ り ま す。

そ の 結 果、医 業 活 動 に よ っ て 得 た 医 業 収 益 か ら 医 業 活 動 の た め に 要 し た 医 業 費 用 を 差 し 引 い た 医 業 損 失 は 2 億 8, 6 3 6 万 4 千 円 で 赤 字 と な っ て お り ま す。

3 番 医 業 外 収 益 に つ き ま し て は、そ の 大 部 分 が (2) の 負 担 金 交 付 金 で あ り、こ れ は 一 般 会 計 か ら の 繰 入 金 で あ り ま す。令 和 元 年 度 に お き ま し て は、令 和 2 年 第 1 回 定 例 会 で 追 加 補 正 い た だ き、前 年 度 よ り 6, 3 4 2 万 7 千 円 増 の 3 億 3 7 4 万 1 千 円 で あ り ま す。

(3) の 長 期 前 受 金 戻 入 と は、一 つ 目 は、国 庫 補 助 金 等 で 取 得 し た 固 定 資 産 の 減 価 償 却 分 に 対 応 す る 国 県 の 補 助 金 を「長 期 前 受 金 戻 入 額」と し て 収 益 に 計 上 す る も の で あ り ま す。

二 つ 目 は、こ の あ と 説 明 い た し ま す 資 本 的 収 入 に お い て、一 般 会 計 か ら の 出 資 金 で あ り ま す「企 業 債 に 係 る 元 金 償 還 額 へ の 繰 り 入 れ」の 割 合 に 応 じ て、「長 期 前 受 金 戻 入 額」と し て 収 益 に 計 上 す る も の で あ り ま す。令 和 元 年 度 は、前 年 同 程 度 の 2, 2 2 2 万 円 で あ り ま す。

そ の 他 医 業 外 収 益 に つ き ま し て は、自 動 販 売 機 の 収 益 や コ イ ン ラ ン ド リ ー 使 用 料、公 衆 電 話 使 用 料 な ど で 1 9 7 万 6 千 円、医 業 外 収 益 は 合 わ せ て 3 億 2, 7 9 4 万 7 千 円 で あ り ま す。

4 番 医 業 外 費 用 に つ き ま し て は、企 業 債 の 支 払 利 息 で あ り ま す 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費 が 2, 5 0 3 万 6 千 円、雑 損 失 は 公 衆 電 話 の 回 線 使 用 料 な ど で 1 1 万 7 千 円 で あ り、医 業 外 費 用 は 合 わ せ て 2, 5 1 5 万 4 千 円 で あ り ま す。

その結果、医業収益と医業外収益を足した収益全体から医業費用と医業外費用を足した費用全体を差し引いた経常利益は1,642万8千円で、前年度より1,310万8千円の減収となっております。

5番特別損失につきましては、前年度中に社保等に請求した診療収入について、査定の結果、当年度に請求額が減額された過年度査定減や連帯保証人と連絡がつかないなどにより不納欠損した過年度の個人未収金であり、前年度より81万1千円減の102万8千円であります。

その結果、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は1,539万9千円であります。

これに対し、前年度繰越利益剰余金1,862万5千円を加えた当年度の未処分利益剰余金は3,402万5千円であります。

次に、この剰余金の処分等についてご説明いたします。決算書の8ページと9ページ下段の剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金につきましては、大仙市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の第2条に基づき、企業債の償還を目的とした減債積立金に2,000万円、また、必要な機器の更新を行う建設改良費への充当を目的とした建設改良積立金に200万円をそれぞれ積み立て処分することとし、翌年度繰越利益剰余金として1,202万5千円を予定するものであります。

次に、資本的収入及び支出に関する決算についてご説明いたします。決算書のページは戻りまして、4ページ、5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出は、必要な機器等の更新を行う建設改良費や企業債の償還などであり、資産を形成するための経費として計上しております。

収入の部、第1款「資本的収入」は、決算額が5,125万9千円で全額一般会計からの繰入金であります。

次に、支出の部、第1款「資本的支出」は、決算額が1億543万6千円で不用額が432万2千円であります。

以上によりまして、資本的収入が資本的支出に不足する額5,417万7千円につきましては、表の欄外に記載しておりますが減債積立金2,000万円、建設改良積立金200万円、過年度分損益勘定留保資金3,217万7千円で補填しております。

次に、貸借対照表についてご説明いたします。決算書の10ページ、11ページをご覧ください。

10ページの中段下にあります資産合計は12億5,222万であり、前年度より5,952万3千円の減で、これは固定資産の減価償却により目減りしたものであります。

また、11ページの中ほどにあります負債の合計は10億3,497万5千円であり、前年度より7,492万3千円の減で、これは企業債の償還により減少したものであります。

その結果、11ページ一番下の負債資本の合計も前年度より5,952万3千円の減であります。

なお、決算書21ページからは附属資料としてキャッシュフロー計算書や収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、令和元年度市立大曲病院事業会計決算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。藤田委員。

○委員（藤田和久） 数値的な事は信用しておりますので、文句ないんですけども。ちょっとお尋ねしたいことありまして。病院の中に中庭とか花壇とか院内の環境整備を担当する職員はいらっしゃいますか。

○委員長（高橋徳久） 伊藤課長。

○市立大曲病院管理課長（伊藤郁子） 施設管理の方、委託しております。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいですか。

○委員（藤田和久） はい。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんか。藤田委員。

○委員（藤田和久） もう一点。先ほどの報告の中にもあったと思うんですけども、昔患者さんとのトラブルになった件があったんですけど。今はそういうことはないですよ。それからもう一点。年をまたいでの未収金になってる患者さんとか、そういう方はいらっしゃいませんよね。一応質問です。

○委員長（高橋徳久） 伊藤課長。

- 市立大曲病院管理課長（伊藤郁子）　トラブルという点につきましては、昨年度はございませんでした。それから未収金の方につきましては、年をまたいでいる方はいらっしゃいます。
- 委員長（高橋徳久）　藤田委員。
- 委員（藤田和久）　いろいろ事情はあるとは思いますが、年をまたいで未収金が続くと結局処理しなきゃならなくなるので、何とか対策を検討してもらえれば良いんじゃないかなと思います。以上です。
- 委員長（高橋徳久）　他にございませんでしょうか。高橋委員。
- 委員（高橋幸晴）　建物本体の起債の、これいつまで、あれですかね、何年までなってますか。
- 委員長（高橋徳久）　伊藤課長。
- 市立大曲病院管理課長（伊藤郁子）　令和9年3月までとなっております。
- 委員（高橋幸晴）　あともう少しだな。それからすよ、ちょっと気になる事は、患者が段々減ってきている。稼働率も病床の場合は70%台だが、それくらいになってるすおんな。看護師さんは稼働率に、あるいは患者に応じて人数をしなきゃいかなければならないという、ことになっておるはずです。そうせば少なぐなっていけば看護師の人数も自然と減っていぐってが、減らさなければならぬところがそういうごどってあるものですか。
- 委員長（高橋徳久）　今事務長。
- 市立大曲病院事務長（今久）　現在病院の定数65人ですけれども、病院が120床を基準として65人という定数。先日も説明させていただいたとおり入院患者数が減っているということで、一般的に見ると余剰分が今あるということになってしまいますけれども。基本的に入院患者数というのは上下動ありますので、目標とするところは、満床になるようには目標としておりますけれども、緊急的に入院される方の分とかを空けておくのもございまして。実際のところは今日で87名の方入院されておりました、一時期よりはだいぶ増えて、戻ってきております。更に看護の方は正職員だけでなく、臨時、今会計年度任用職員と言いますが、その方も含めて看護体制取ってますので、ある程度そちらの会計年度任用職員の働く日数であるとか人数、中でも調整させていただいたりして収益の減が費用にあんまり影響を与えないような形で運営しているところであります。

○委員長（高橋徳久） はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 市立大曲病院は一般病院と違って特殊な病院になっている訳なので、職員のところはそんな変化はないと思うんですね。ずっとこう見でみると変化はないし、へばその病床数の看護師を準備しておかなければならないという。そうやってげば経費は掛かり増しになりますよ、それは当然。そのどごろ分がらないと数字だけ見れば、ちょっと掛かり過ぎでないがなっているふうに感じる場合が。以上です。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんか。小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） この前もちょっと言いましたけれども、このコロナでやっぱり看護師さん、なり手が非常に厳しいそうです。実際、やりたくない人が出できたそうです。今は市立病院は間に合ってると思うけども、これがら将来3年、5年後、私非常に厳しいと思うんですよ。このコロナが長引いたりせばすな。大変な労働なもんだがら。そういった面でも、私はやっぱり看護師をちゃんと今がら確保出来るような心積もりしておがないと大変な時期がくると思いますから、そごを何とかお願いしたいと思います。看護師師がりでね、医療関係全部だ。

○委員長（高橋徳久） 今のは質問じゃねすね。

○委員（小笠原昌作） ね、ないないない。

○委員長（高橋徳久） 他に質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） なければ質疑を終結いたします。

次に、監査委員の決算審査意見書等を参考にして、付すべき意見があれば調整して報告したいと思います。

また、意見調整については、休憩して進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、そのように決定します。

それでは暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前11時38分 ）

（ 再開 午前11時39分 ）

○委員長（高橋徳久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査意見の調整が終了しましたが、当委員会として、特に付すべき意見がないようですが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(高橋徳久) ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(高橋徳久) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、認定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(高橋徳久) ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

以上で、議案第187号の審査を終了いたします。

職員退出のため、一旦休憩いたします。ありがとうございました。

( 休憩 午前11時40分 )

( 再開 午前11時43分 )

○委員長(高橋徳久) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。

お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(高橋徳久) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(高橋徳久) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

( 閉会 午前11時43分 )

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 高橋徳久